

令和 8 年 第 3 回
富 山 県 教 育 委 員 会 会 議 録

I 開会及び閉会の日時

令和8年3月5日(木)

開会午後1時30分、閉会午後2時23分

II 場所

県庁4階大会議室

III 出席委員

| | | | | | |
|----|--------|-----|-------|----|------|
| 1番 | 大西 ゆかり | 2番 | 松岡 理 | 3番 | 坪池 宏 |
| 5番 | 牧田 和樹 | 教育長 | 廣島 伸一 | | |

IV 説明出席者

| | |
|---------------------------|--------|
| 理事・教育次長 | 小杉 健 |
| 教育次長・教育みらい室長 | 中崎 健志 |
| 教育次長 | 板倉 由美子 |
| 教育企画課長 | 森安 祐成 |
| 教育みらい室小中学校課長 | 木下 貴子 |
| 教育参事・教育みらい室県立高校課長 | 土肥 恵一 |
| 教育参事・教育みらい室特別支援教育課長 | 魚津 直美 |
| 教育みらい室県立高校改革推進課長 | 丸田 祐一 |
| 生涯学習・文化財課長 | 前川 秋人 |
| 教職員課長 | 安川 賢一 |
| 保健体育課長 | 五島 直樹 |
| 教育企画課課長(ICT教育推進担当) | 五十嵐 佳美 |
| 教育みらい室課長(児童生徒支援担当) | 岡本 一善 |
| 教育みらい室課長(夜間中学設置準備担当) | 岩田 理恵子 |
| 生涯学習・文化財課課長(青少年・家庭成人教育担当) | 河原 千里 |
| 保健体育課課長(食育安全担当) | 松嶋 保子 |

V 傍聴人数 1人

VI 会議の要旨

午後1時30分、教育長が開会を宣する。

1 会議録の承認について

令和8年2月12日開催の令和8年第2回富山県教育委員会会議録
会議録閲覧

廣島教育長から可否を諮ったところ、全員異議なく承認した。

2 議決事項

議案第3号 富山県教育委員会文書管理規程一部改正の件

教育企画課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第4号 富山県立学校文書管理規程一部改正の件

教育企画課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第5号 富山県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則廃止の件

教育企画課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第6号 県立特別支援学校の新たな障害種別の受け入れとそれに伴う名称変更に関する件
教育みらい室特別支援教育課長から説明し、原案のとおり可決した。

3 報告事項

- (1) 臨時代理について（令和8年2月富山県議会定例会に付議する事案に関する件）
教育企画課長から説明した。
- (2) 令和8年度富山県立高等学校入学者選抜の志願状況等について
教育みらい室県立高校課長から説明した。
- (3) 令和8年度富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者選抜の志願状況等について
教育みらい室特別支援教育課長から説明した。

4 今後の教育委員会等の日程について

教育企画課主幹から説明した。

5 議決事項

午後2時05分、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、議案第7号については、委員全員の同意により会議を非公開とすることを可決し、議事の審議に入った。

議案第7号 教育職員の人事異動に関する件

教職員課長から説明し、原案のとおり可決した。

なお、非公開で審議した議案第7号については、適切な時期に公表することを決定した。

5 議事

○議案第6号関係

〔牧田委員〕

・病弱という種別のお子さんを小学部や中学部で受け入れてケアするのは大事なことだが、たとえば資料にあるような肢体不自由と病弱とは違うのか。また、中学部卒業後のケアはどのように考えているのか。小中学校の間に状態が改善して家族の元に戻れるなら別だが、そうならない場合もあるのではないかと思った。

〔教育みらい室特別支援教育課長〕

・児童心理治療施設は、医療面での心理的なケアであったり、家族も含めて治療されたりするところで、この施設に入所する期間は、概ね2年から3年と聞いている。こちらは治療施設と学校が一体的にケアを行い、連携して子どもたちを改善の方向に進めていくことが役割だと思っている。中学部卒業後は、先ほど委員もおっしゃったように、状態が改善して家庭に戻られるお子さんもおられるかと思う。そういう方については高等学校への進学もあるだろうし、卒業後も何らかの治療やケアが必要な場合は、たとえば他の特別支援学校に入学されるケースもあるかと思っている。どちらにしても、卒業時の障害の状態を鑑みて進路を検討していくことになる。

〔大西委員〕

- ・今おっしゃったような、家族にも治療が必要とか、子どもたちを取り巻く家庭環境が困難だという方々については、教育委員会だけではなくて、重層的支援体制整備事業が各自治体で行われていて、医療や福祉、行政や警察等の多職種多機関が連携して子どもたちの権利や健康を守ったり支えたりする体制をとっている。今言うところの病弱に入る場合であれば、こういった体制が機能して、子どもたちの将来を支えるお手伝いができるのではないかと思った。
- ・質問だが、総合支援学校という名称は2つ以上の障害が対象となるということで、病弱に関しては障害という認定がないと思うのだが、対象となるのか。

〔教育みらい室特別支援教育課長〕

- ・先ほども説明したとおり、ここで学ぶ子どもたちの状態については、法令で定める特別支援学校の対象となる病弱という障害の程度に該当するとされている。継続的に医療または生活規制を必要とするということでの理由で、文科省が定める特別支援学校の教育が対象となるものとなると捉えている。

○報告事項(2)関係

〔松岡委員〕

- ・県立高等学校の志願倍率が低かったことについて、高等学校の実質無償化の影響があるということで、公私比率がちょうど撤廃されたところだが、こういった動きを受けて公私比率の再検討を行う予定はあるのか。

〔教育長〕

- ・公私比率についてはこれまでもずっと話をしてきたところで、一旦今後はなくしてお互いに適正な定員管理に努めていこうとなったばかりのため、来年度すぐに検討するという動きにはならないのではないかと認識している。公私比率について話し合っていた会議体では、引き続き意見交換をしているので、その場も活用しながらお互いの思いを話し合っていく必要があると思っている。

〔坪池委員〕

- ・質問だが、県立高校の普通科において3クラス募集しているのに志願者が80人未満のところがある。2クラスで40人くらいのところもあるが、こうした場合、クラス編制は現時点で減らすのか、そもそも減らしても良いのか。また、県の方針として減らすつもりがあるのか。その場合は、決定するのは教育委員会なのか、学校の裁量でできるのか。

〔教育みらい室県立高校課長〕

- ・分かる範囲でお答えすると、そうなった学校は県立高校課、教職員課と協議の上、次年度の体制を決めていくことになる。入学確約者数によってクラスをどのくらいの人数にするかに対し、教職員課の定数はどうなのか、両方で協議して決めていくことになると考えている。

〔坪池委員〕

- ・私見だが、生徒の生活集団ということを考えてときに、極端に少なくなってしまうと学校教育においてかなり障害があると考えている。指導の面では少人数というのは効果的だと思うが、生活の場をあまり極端に減らさない方がいいと思う。ただし学校の事情もあるので、ぜひ校長や学校の意見も聞いてもらいたいし、準備期間が短いということであれば、たとえば2年生からクラスを減らして実施していくという方法も考えられるのではないかと。
- ・今の入試実態について、私見をお話したい。授業料無償化によって志願者が減っているということだが、これまでも県立学校離れというものがあったが、それがスピード化したと私は認識している。そもそもこの低下傾向というのは、中学生の進路意識の変化や私立高校の魅力化によるものだと思う。こうしたことについては、教育委員会ではこれまでも県立高校の魅力化、教育内容の見直しや、市町村教育委員会や中学校へも働きかけているし、入試制度の見直しなども検討してきて

いるだろうと思っているが、公立高校でできることは限界があると感じている。中学生が行きたい学校に進学する傾向や、中学生の進路保障の観点からすれば現状やむを得ないし、今後も減っていくことは仕方ないと思っている。しかし見方を変えれば、不本意な入学をする生徒が減っていたり、県立高校と私立高校で切磋琢磨できる環境が整備されていると考えれば、この現状は望ましいと考えることもできるのではないかと。現状では中学生の需要に対して県立高校の定員が多いということなのだろうと思うが、このことは高校再編のスピードを進めていくことにつながりかねない面もあるのではないかと。仮に県立高校離れに歯止めをかけるとすれば、さらに県立高校の魅力化を図っていくことが求められるが、高校関係者の大人が考える魅力と、中学生が考える意識はずれが生じやすい。魅力化を誰に届けるのかと言えば、現在私立高校を専願にしている受検生に届くようなものでないと、県立高校離れに歯止めをかけることはできないと思っている。このあたりを考えないと、今実際に学校でいろいろと特色化を図っているが、かえってうまくいかない事例もあるのではないかと想像している。

- ・今後、県立高校のあり方や立ち位置を検討している時期に来ていて、キーワードは適格者主義だと思っている。歴史を遡ると、戦後の国の方針は高校の全員入学を基本としていて、やむを得ない場合は入学者選抜をやっても良いということになっていた。ところが昭和 34 年に富山県に初めて私立高校ができて、昭和 35 年の全国の高校進学率が 57.7 パーセントであり、その頃は、ベビーブームによる生徒急増期で、急速に高校が定員を増やしてうまくやっているとイケないという状況があったと思う。こうした状況の中で、昭和 38 年に文部省の通達で、公立高等学校の入学者選抜についてというものがあり、ここで初めて、高校で授業を受けるための資質能力を入試で判定すべきという国の方針が出された。しかし現在は高校進学率は高まっているし、私立の魅力化も図られていて、授業料も無償化になっている。この授業料の無償化は、見方を変えれば義務教育化しているという見方もできると思う。そういう意味では、この通達が出されたときは、かなり事情が変わってきていると言える。ただし文科省の通達は、それ以降私の知る範囲では新たなものは出ていないので、この通達自体は生きているのだろうと思うが、そのようなことがあるので、今は立ち位置を検討する時期に来ていると思う。先ほど言ったように、適格者主義をキーワードとして、子どもファーストの視点や、私立高校も含めた本県高校教育全体の望ましいあり方を検討して、その上で県立高校の方向性を検討する時期に来ていて私は考えている。検討した上で現状のままでもいくという選択肢も当然あるだろうと思う。

[教育長]

- ・いろいろな面から考えてみるということで、これまでどおりやっていたのでは問題があるという指摘は今までもずっと受けていたものでもある。だからこそ今いろいろと考えていく中で、委員がおっしゃったような観点も考えて、これまでの歴史を振り返った上でもやるべきことかと感じている。

午後 2 時 23 分、議事が終了したので教育長が閉会を宣した。